

市川市雨水浸透施設設置等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（平成17年条例第13号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、雨水浸透施設又は雨水小型貯留施設の設置に要する経費の一部について、予算の範囲内において市川市雨水浸透施設設置助成金及び市川市雨水小型貯留施設設置助成金（以下これらを「雨水浸透施設設置等助成金」という。）を交付することに關し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(市川市雨水浸透施設設置助成金の交付対象者等)

第2条 市川市雨水浸透施設設置助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 条例及びこれに基づく技術指針に適合する雨水浸透施設を市内に存する建築物の敷地に設置しようとする者であること。
 - (2) 前号に規定する建築物の敷地の所有権その他雨水浸透施設の設置に必要な権原を有している者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市川市雨水浸透施設設置助成金の交付の対象としない。
- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
 - (2) 市川市雨水浸透施設設置助成金の交付を受けようとする雨水浸透施設を設置する建築物について条例第6条から第14条までの規定が適用される者であつて、条例に規定するすべての手続を経ずに当該建築物を建築したもの
 - (3) 市川市雨水浸透施設設置助成金の交付を受けようとする雨水浸透施設を設置する建築物に、既に市の補助金を受けて雨水浸透施設を設置したことのある者

(市川市雨水小型貯留施設設置助成金の交付対象者等)

第3条 市川市雨水小型貯留施設設置助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 雨水小型貯留施設を市内に存する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（建築中のものを含む。次号において同じ。）の敷地に設置しようとする者であること。

(2) 前号に規定する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の敷地の所有権その他の雨水小型貯留施設設の設置に必要な権原を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市川市雨水小型貯留施設設置助成金の交付の対象としない。

(1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

(2) 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例（平成13年条例第35号）第10条に規定する協定に基づき雨水小型貯留施設を設置する者

(3) 市川市雨水小型貯留施設設置助成金の交付を受けようとする雨水小型貯留施設を設置する建築物に、既に市の補助金を受けて雨水小型貯留施設を設置したことのある者

（助成金の額等）

第4条 市川市雨水浸透施設設置助成金の額は、別表に定める算定基準により算出した額とする。

2 市川市雨水小型貯留施設設置助成金の額は、次の各号に掲げる雨水小型貯留施設の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、複数の雨水小型貯留施設を設置する場合においては、最も設置に費用を要する雨水小型貯留施設1施設を交付の対象として、次の各号に掲げる雨水小型貯留施設の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨どい取付型の雨水小型貯留施設　雨水小型貯留施設の購入費及び設置費用の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、25,000円を限度とする。

(2) 処理槽転用型の雨水小型貯留施設　処理槽を雨水小型貯留施設に転用する費用に3分の2を乗じて得た額。ただし、80,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市雨水浸透施設設置等助成金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の位置図及び付近の見取図
- (2) 建築物に設置される雨水浸透施設又は雨水小型貯留施設（以下「雨水浸透施設等」という。）の配置、形状、寸法及びこう配を表示した平面図
- (3) 雨水浸透施設等の設置の工事の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第1項の申請書は、雨水浸透施設等の設置工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市雨水浸透施設設置等助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市雨水浸透施設設置等助成金実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雨水浸透施設等の設置工事の出来形書
- (2) 雨水浸透施設等の設置工事の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出は、雨水浸透施設等の設置工事の完了の日から7日以内に行わなければならない。

4 市長は、第1項の報告書の提出があったときは、遅滞なく、雨水浸透施設等の設置工事の完了検査を実施するものとする。

（確定の通知）

第8条 規則第15条の規定により雨水浸透施設設置等助成金の額を確定したときは、市川市雨水浸透施設設置等助成金額確定通知書（様式第4号）により助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条の交付請求書は、市川市雨水浸透施設設置等助成金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第21条ただし書の規定により市長が定める期間は、5年とする。

（管理義務等）

第11条 雨水浸透施設設置等助成金の交付を受けた者は、当該雨水浸透施設設置等助成金により設置された雨水浸透施設等を適切に維持管理するよう努めなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市雨水浸透施設設置等助成金交付要綱の規定は、平成17年7月1日以後に雨水浸透施設設置等助成金の交付申請のあった者について適用し、同日前に助成金の交付申請があった者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

施設の種別	施設の規模 (mm)	単 価	備 考
雨水浸透枠 ます	大きさ=450×450×高さ =600	50,600 円/個	コンクリート製品
	大きさ=直径350×高さ=600	34,400 円/個	コンクリート製品
	大きさ=直径350×高さ=600	35,600 円/個	樹脂製品
雨水浸透ト レンチ	大きさ=450×高さ=450	11,100 円/m	
	大きさ=350×高さ=350	8,200 円/m	